

災害廃棄物集積場火災の防止と消火活動について（注意喚起）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震に伴い、多量の災害廃棄物の発生が見込まれています。災害廃棄物集積場においては、積み上げられた木くず等の可燃性廃棄物が、酸化発熱や生物発酵等により自然発火するおそれがあります。また、家庭用カセットボンベやスプレー缶、リチウムイオン電池等の混入により火災が発生することもあります。

これらの火災は、一旦発生すると長期間にわたり延焼が継続するなど、消火が極めて困難となることから、火災の未然防止に努めることが重要です。東日本大震災においては、災害廃棄物集積場等で 41 件の火災が発生しており、特に夏季に多く発生しました。

災害廃棄物集積場における火災の防止及び消火活動に係る留意事項について、下記 URL に参考資料が掲載されていますので、参考としてください。

記

1 出火防止上の留意点

災害廃棄物は分別するとともに、可燃物廃棄物は積み上げ高さを 5m 以下とするなど、蓄熱しない環境管理に留意すること。

■災害発生時における廃棄物処理の注意点(環境省)

(参考)

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/document_video/pdf/pamphlet.pdf

2 出火した場合の消火活動上の留意点

■震災がれき仮置場火災の消火活動について 2011.10.11(消防研究センター)

https://nrifd.fdma.go.jp/research/saigai_chousa_shien/higashi_nihon_daishinsai/chousa/gareki/files/20111011.pdf